（契約条項に定める事項）

第十七条　法第十条第三項の契約（以下この条において「委託契約」という。）の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該委託契約に係る支払等業務の内容その他当該支払等業務の実施に関する事項

二　法第十一条の手数料の支払方法その他当該手数料の支払に関する事項

三　第一号の支払等業務の再委託に関する事項

四　委託契約の解約及び預金保険機構と委託契約を締結した者の名義又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更に関する手続

五　委託契約に基づく支払等業務の実施による費用の求償に関する事項

六　預金保険機構の責任及び免責に関する事項

七　委託契約の条項の周知方法

（契約条項の認可の申請）

第十八条　預金保険機構は、法第十条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一　設定し、又は変更しようとする契約条項

二　設定し、又は変更しようとする理由

三　実施しようとする期日

（休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定を適用する場合の技術的読替え）

第十九条　法第四十六条の規定により犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）の規定を適用する場合における同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の規定	読み替えられる字句
第七条第一号及び第七号	預金等	預金又は貯金
第十条第一項	金融機関	金融機関又は預金保険機構
第十条第一項第一号	預金等	預金又は貯金
第十一条第一項	金融機関は、法第五条第一項第五号に掲げる権利行使の届出等に係る	預金保険機構は、法第五条第一項第五号に掲げる権利行使の届出等に係る期間内に権利行使の届出等がないときは、その旨を金融機関に通知しなければならず、金融機関は、当該
第十一条第一項第一号	預金等	預金又は貯金
第二十四条第三項第二号	本店又は主たる営業所若しくは事務所（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号に規定する外国銀行にあっては、同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店。以下「本店等」という。）	預金保険機構の主たる事務所（預金保険機構から対象預金口座等に係る休眠預金等代替金について支払等業務（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条第一項に規定する支払等業務をいう。）の委託を受けた金融機関の本店又は主たる営業所若しくは事務所（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第八号に規定する外国銀行にあっては、同法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店。以下「本店等」という。）を含む。以下同じ。）
第二十四条第四項第三号、第二十五条及び第二十七条第六項	本店等	主たる事務所
第二十八条第一項第一号	預金等	預金又は貯金
第三十三条第二項	実施に関し過失がないこと	実施に関し金融機関に過失がないこと
第三十五条	金融機関	金融機関及び預金保険機構
第三十七条第二項	金融機関	金融機関又は預金保険機構

（強制執行、仮差押え又は国税滞納処分に準ずるもの）

第二十条　法第四十七条第一項に規定する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分に準ずるものは、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であって同項の金融機関が預金保険機構の委託を受けて取り扱うものを目的とした強制執行、仮差押え又は国税滞納処分のうち当該金融機関が預金保険機構の委託を受けて取り扱う債権に対するもの以外のものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

（休眠預金等に係る選別の基準）

第二条　法附則第二条第二項の規定により同項の施行日において最終異動日等から九年を経過することとなる預金等として取り扱うことのできる預金等は、当該施行日において当該預金等に係る契約日から九年を経過した預金等であって当該施行日の九年前の日から当該施行日までの期間において最終異動日等として把握できる日がない預金等とする。

（通知事項に係る経過措置）

第三条　第七条第三項の規定にかかわらず、預金等の特定に支障を及ぼさない場合には、法附則第一条の施行日前に発せられた法第二条第五項第三号の通知に係る法第三条第二項の主務省令で定める事項は、第七条第三項第一号から第五号までに掲げる事項の一部で足りるものとする。

○内閣府令・農林水産省令第一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条を附則第四十五条とし、附則第三十八条から附則第四十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第三十七条の次に次の一条を加える。

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十八条　法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。